

誓 約 書

イベント名 _____

行為実施予定日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

私は、下記の事項について誓約いたします。

なお、市が必要な場合には、提供した個人情報を滋賀県警察本部に照会することおよび当該照会に対する回答を受けることについて承諾します。

記

1. 一般的事項

- (1) 仮予約申込書により実施を予定している行為は、個人の利益を追求するためだけのものではなく、誰もが参加できるものとし、本公園の利用を促進することを目的とした、公序良俗に反しない行為を行います。
- (2) 当該行為により、公衆の都市公園の利用に支障は及ぼしません。
- (3) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当するものではありません。
 - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - ・暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ・自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ・暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - ・暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ・上記のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (4) (3) に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。
- (5) 公園利用日の 1.5 ヶ月前までに本申請の手続きを行わない場合には、当該仮予約を取り消されても、異議申し立てを行わず、損害賠償請求もいたしません。
- (6) 出店者を募集する場合は、仮予約申込書に対する承認を得た後に行います。
- (7) イベントの周知については、仮予約申込書に対する承認を得た後に行います。
- (8) 仮予約申込書により実施を予定しているイベントは、確実に実施できるよう準備を進めます。また、万が一実施できない場合には、速やかに仮予約申込の取り消しの連絡を行います。

2. 行為（禁止）内容

- (1) 公園内で音楽を流す場合、内容及び音量について草津川跡地公園にぎわい活動棟職員の承諾を得て実施します。また、近隣住民から苦情が来た場合は、草津川跡地公園にぎわい活動棟職員の指示に従います。
- (2) 物品販売を行う時は、催しに関連したものに限定し、その価格は販売実態に見合ったものとします。
- (3) 飲食物については、事前に保健所等の関係機関に協議のうえ、必要な措置を講じます。
- (4) イベント主催者およびスタッフは飲酒行為をしません。
- (5) 公園内の装飾は、宣伝行為が過度にならないようにします。
- (6) 危険物の持ち込み、直火、その他管理上支障のある行為はしません。

3. 管理体制

- (1) イベント開催にあたっては、公園利用者や周辺環境に十分配慮するとともに、苦情等に対しては主催者の責任において誠実に対応します。
- (2) 公園施設または第三者に被害を及ぼした時は、速やかにその補填をし、または賠償の責に応じます。
- (3) 主催者側で警備員等係員を配置し、来園者等の安全確保及び満車時には、本公園周辺道路の交通誘導等を行い、万全を期します。また、警察署、消防署等関係機関への届け出も行います。
- (4) 仮設物（イベントブース用仮設テント、イベントアーチ、看板等）を設置する場合、公園施設を毀損しないようにするとともに、公園の風致美観に配慮したものとし、管理上、安全上、衛生上の対策（設置箇所の養生、補強、分別ゴミ置場の確保等）をとります。

また、それらの対策の不備により来園者等、第三者へ被害を及ぼした場合には、速やかに対応し、賠償の責めに応じます。

4 清掃搬出

清掃及び仮設物の撤去は許可期間内に行い、許可区域外であっても、イベントで排出したゴミ・紙屑等については、公園内に放置することなく、完全に処理します。

5 撤収後の確認

イベント終了後、公園内の清掃状況や公園施設等の損壊について、草津川跡地公園にぎわい活動棟職員の立ち会いによる現場確認を受けます。万一、汚れや施設損壊等があった場合は、速やかに原状回復します。

6 その他

- (1) 草津川跡地公園（区間5）内の中央園路は、道路法に基づく歩行者専用道路であることから、イベント実施に伴う搬入搬出については、原則台車等により対応します。
ただし、台車等で運搬することができず、やむを得ない場合については、別途「市道の通行許可依頼書」による申請手続きを行い、道路管理者の指示事項に従い車両の通行をいたします。
なお、車両の通行に関しては、道路管理者による許可を得た車両および運転手によるものとし、他の許可対象車両以外の車両による乗り入れはさせません。
- (2) 搬入車両は必要最小限にするとともに、園内を走行する際は徐行し、草津川跡地公園にぎわい活動棟職員の指示に従うこととし、指示された場所以外には車両を乗り入れ及び留め置きはしません。
- (3) イベント開催のための占用物件の設置及び撤去のための車両の通行時間帯の安全対策については万全の措置を取り、第三者へ損害を及ぼした際には、速やかに対応するとともに、賠償の責に応じます。
- (4) 都市公園法その他の関係法令を遵守するとともに、本件行為に関する詳細については草津川跡地公園にぎわい活動棟職員の指示に従います。

行為の実施にあたり、以上の諸事項が厳守されていない場合は、都市公園内行為許可の取り消しおよびイベントの中止を勧告されても異議を申し立てないことを誓約します。

年 月 日

申請者 住所

氏名（団体名または代表者名）

電話番号